

所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患施設療養費とは？

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われることです。

尚、対象となる入所者の状態は、次のとおりである。 【 1. 肺炎 2. 尿路感染症 3. 帯状疱疹 】

平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日 （ 実施人数及び実施日数 ）

実施月 疾患	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	2 人 4 日	0 人 0 日	1 人 2 日	1 人 6 日	0 人 0 日	5 人 29 日	0 人 0 日	4 人 17 日	1 人 3 日	2 人 5 日	0 人 0 日	0 人 0 日
尿路感染症	0 人 0 日	0 人 0 日	1 人 5 日	0 人 0 日	3 人 12 日	1 人 5 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	2 人 9 日
帯状疱疹	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日	0 人 0 日
合計	0 人 0 日	0 人 0 日	2 人 7 日	1 人 6 日	3 人 12 日	6 人 34 日	0 人 0 日	4 人 17 日	1 人 3 日	2 人 5 日	0 人 0 日	2 人 9 日